京都市告示第105号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき,平成14年6月5日付けで認可した西裏町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出,平成8年2月19日付けで認可した釜座町町内会の代表者変更の届出,平成15年12月17日付けで認可した熊田区民の会の代表者変更の届出があったので,同条第10項の規定により,次のとおり告示します。

平成23年5月9日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
西裏町町内会	京都市右京区山ノ内西 裏町15番地の30	京都市右京区山ノ内西 裏町3番地14

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
西裏町町内会	上田隆	井上 雅博
釜座町町内会	森村 髙明	加瀨 年男
熊田区民の会	中川 隆雄	赤羽 幸夫

3 代表者の住所

	変更前	変更後
西裏町町内会	京都市右京区山ノ内西 裏町15番地の30	京都市右京区山ノ内西 裏町3番地14
釜座町町内会	京都市中京区三条通新町西入釜座町8番地	京都市中京区三条通新町西入釜座町6番地
熊田区民の会	京都市右京区京北熊田町高谷19番地	京都市右京区京北熊田町坊19番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)